

目次

第1章	総則(第1条-第2条)
第2章	運営・管理責任体制(第3条-第6条)
第3章	教育(第7条)
第4章	不正行為への対応(第8条-第11条)
第5章	競争的資金等の運営・管理活動(第12条-第16条)
第6章	情報発信・共有化の推進(第17条-第18条)
第7章	内部監査(第19条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定平成26年2月18日改正)の趣旨を踏まえ、メドリッジ株式会社(以下「当社」という。)における競争的資金等の不正使用を防止し、適正かつ効率的な競争的資金等の管理・監査を行うために必要な事項を定めたものである。

(基本方針)

第2条 競争的資金等の運営に関する基本的な方針を、以下の通り定める。

- ① 競争的資金の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる者の役割・責任の所在・範囲と権限の体系を明確にして、社内外に公表する。
- ② 競争的資金の不正な使用を発生させないために、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- ③ 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。
- ④ 業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるようシステムを作って管理する。
- ⑤ 当社の規模、特性に適した実効性のある体制を整備するために、社内における情報共有に努める。
- ⑥ 会社全体の視点から実行性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、当社の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して定期的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

第2章 運営・管理責任体制

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者とは、代表取締役とする。

2. 最高管理責任者は、当社の競争的資金の運営・管理の最終責任を負う。
3. 最高管理責任者は、競争的資金の不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
4. 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、最高管理責任者が取締役より1名選定する。

2. 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、競争的資金の運営・管理について当社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
3. 統括管理責任者は、基本方針に基づいて具体的な対策を策定し・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者が取締役より1名選定する。

2. コンプライアンス推進責任者は、競争的資金のコンプライアンス体制の運営・管理について具体的な対策を策定・実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(責任業務)

第6条 競争的資金に関する責任業務について、次のように設定する。

業務内容 (競争的資金関連)	最高管理 責任者	統括管理 責任者	コンプライアンス 推進責任者	事務局担当
競争的資金の運営・管理に関する方針の決定、社内外への周知・公表	◎	○		
競争的資金の運営・管理業務についての、定期的な内部監査	◎	○	○	
競争的資金の予算計上に関する計画策定	◎			○
競争的資金による研究、設計、製造等の具体的業務				○
コンプライアンス教育の計画・実施		◎	○	

◎：承認 ○報告

第3章 教育

(コンプライアンス教育)

第7条 統括管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、競争的資金の不正使用防止のための方針及びルール等の教育を行う。

2. コンプライアンス教育は、受講対象者が漏れることなく受講するように管理する。
3. 統括管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定める。

行動規範には以下の事項を盛り込む。

- ① 当社の規則等を遵守すること
 - ② 不正を行わないこと
 - ③ 規則に違反して不正を行った場合は、当社や配分機関による処分、及び法的な責任を負担すること
4. なお行動規範の順守が見られない社員に対しては、競争的資金等の運営・管理に関わることができないものとする。

第4章 不正行為への対応

(不正行為の通報)

第8条 当社内外からの不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、通報窓口を置く。

2. 通報窓口は、統括管理責任者とする。
3. 統括管理責任者は、不正行為に関する通報を受けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
4. 通報に関する取扱いについては、本規程に定めるもののほか、公益通報者保護法(平成16年6月18日法律第122号)及び、関係法令の定めるところによる。
5. 不正行為に関する通報を受けた場合は、通報の受付から30日以内に、最高管理責任者及び統括管理責任者が、通報内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関にすみやかに報告する。

(調査の実施)

第9条 調査が必要と判断された場合は、調査委員を複数任命し、調査を実施する。調査においては以下の項目を含むものとする。

- ① 不正行為の有無、及びその内容
 - ② 関与した者、及びその関与の程度
 - ③ 不正使用の相当額
2. 不正行為に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から当社の

役職員に加え、当社に属さない第三者（弁護士・公認会計士等）を含む調査委員をも起用する。第三者の調査委員は、当社及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。この第三者の調査委員は、最高管理責任者が選定、依頼する。

3. 調査が必要と判断された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて被通報者等の調査対象者に対し、調査対象制度の競争的資金の使用停止を命ずることができる。
4. 調査委員会は、不正行為の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
5. 当社は調査の実施に際して、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告・協議しなければならない。
6. 通報等の受付から120日以内に、調査結果・不正行為の発生要因・不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況・再発防止計画等を含む最終報告書を、配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
7. 調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正を認定し、配分機関に報告する。
8. 配分機関からの要望があった場合は、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を、当該配分機関に提出しなければならない。
9. 当社及び社員は、調査に協力を依頼された場合は、調査に支障がある等の不当な事由がある場合を除き調査に協力しなければならず、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

（不正行為に対する処分および賠償等）

第10条 不正が認定された場合は、最高管理責任者は、その背景・動機等を総合的に判断し、その悪質性に応じて、不正に関与した者及びその管理監督に適正を欠いた者に対する処分を決定する。

2. 最高管理責任者は不正使用と判定された競争的資金等の一部又は全部について、配分機関に返還したときは、その金銭の一部又は全部について、不正に関与した者等に対して求償することができる。
3. 不正行為が、私的流用など悪質性が高いと判断される場合は、最高管理責任者は不正に関与した者等に対して、刑事告発や民事訴訟を起こすことができるものとする。
4. 不正行為に関与した取引業者に対しては、不正に支出された当該競争的資金等の返還を求めるとともに、不正への関与の度合いを勘案し、取引を停止することができる。

（調査結果の公表）

第11条 当社は調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。た

だし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを、非公開とすることができる。

2. 再発防止の観点から、不正の調査結果は処分内容も含めて、当社内に周知する。

第5章 競争的資金等の運営・管理活動

(予算の執行)

第12条 競争的資金等を支出財源とした物品等の発注については、注文書および当社精算書に当該競争的資金名を明記し、特定できるようにする。

(執行状況の検証)

第13条 競争的資金等の執行状況については、定期的に検証作業を実施する。

2. 担当者が予算執行状況の報告を行い、当初計画と比較して著しく遅れていないか、また研究計画の遂行に問題がないかを確認し、問題が認められる場合は改善策を協議する。
3. 正当な理由により予算の執行が当初計画より遅れる場合においては、繰越制度等がある場合には積極的に活用する。

(取引業者に対する対応)

第14条 取引業者に対し、競争的資金等を支出財源とした一定の取引実績（回数、金額等）や、当社におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、統括管理責任者が必要と判断した場合は、競争的資金等に関する誓約書等の提出を求める。

(非常勤雇用者の管理)

第15条 非常勤雇用者の勤務状況等雇用管理については、事務経理担当が実施し、採用時及び定期的な面談・勤務条件の説明・勤務内容の確認等は、統括管理責任者が行う。

(出張報告)

第16条 当社役職員並びに役職員以外の者が当社の業務のため、当該競争的資金等を支出財源の一部又は全部になる出張を行った時は、当該競争的資金の名称と共に、その用務内容・訪問先・宿泊先・面談者等を記載した出張報告書を、会社に提出する。

第6章 情報発信・共有化の推進

(事務処理手続きに関する窓口)

第17条 競争的資金等に係る事務処理手続きに関して、明確かつ統一的な運用を図るための相談窓口は、統括管理責任者が担う。

2. 相談窓口では、競争的資金等に係る事務処理手続きに関する、当社内および社外からの相談を受け付けるとともに、当社における研究遂行のための適切な支援に資するよう努める。

(責任体制の周知)

第18条 運営・管理責任体制については、社内および社外へ周知・公表するものとする。

2. 社外への公表については、会社ウェブサイト上に公開するものとする。

第7章 内部監査

(内部監査)

第19条 競争的資金等に関する内部監査等は「競争的資金管理に関する監査規定」に基づき、内部監査は統括管理責任者が中心となり、毎月実施する。

2. 統括管理責任者は、内部監査の結果を書面により、最高管理責任者に遅滞なく報告する。
3. 最高管理責任者は、内部監査等の内容を受けて不正防止計画等の変更が必要と判断した場合は、統括管理責任者に改善を指示する。

第8章 その他

(改廃)

第20条 この規定の改廃は、取締役会の承認によるものとする。

附則

この規定は、令和元年10月1日より執行する。